

＜報道発表資料＞

令和6年12月27日

令和5年度における
県内市町村の高齢者虐待への対応状況について

令和5年度における埼玉県内の高齢者虐待への対応状況について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」第25条の規定に基づき公表します。

高齢者虐待防止法により、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担軽減のための支援等は市町村の業務として位置付けられています。

埼玉県では、市町村が高齢者虐待に適切に対応できるよう、市町村間の連絡調整や市町村に対する情報の提供、助言などを行い、市町村を支援しています。

●対応状況の概要

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等について

- 養介護施設従事者等による虐待の疑いがあるとして、県内の市町村が相談・通報を受理した件数は、令和4年度より91件増え、323件でした。
- 養介護施設等で発生した高齢者虐待は75件でした（令和4年度は78件）。
 - ・ 虐待の種別（重複あり）は、身体的虐待が52件、心理的虐待が44件、介護・世話の放棄・放任が15件、経済的虐待が8件、性的虐待が4件でした。
- 市町村では施設等に対し指導を行い、改善計画の提出など再発防止の徹底を図りました。

2 家族等の養護者による高齢者虐待への対応状況等について

- 県内の市町村で受け付けた養護者（家族等）による高齢者虐待に関する相談、通報件数は、令和4年度より39件増え、1,952件でした。
 - ・ 相談・通報者は、警察が42.2%と最も多く、次いで介護支援専門員・介護保険事業所職員が19.5%を占めました。
- 市町村が虐待と認定した件数は、令和4年度より3件減り、605件でした。
 - ・ 虐待の種別（重複あり）は、身体的虐待が453件（73.3%）、心理的虐待が222件（35.9%）、介護・世話の放棄・放任が115件（18.6%）、経済的虐待が84件（13.6%）、性的虐待が1件（0.2%）でした。
 - ・ 虐待を受けた高齢者は、女性が74.6%を占めました。
 - ・ 虐待者（重複あり）は、息子が36.3%と最も多く、次に夫25.8%、娘17.7%の順でした。
- 市町村では被虐待者を施設へ一時入所させたり、養護者に介護保険サービスの利用を促すなどの助言・指導を行いました。

●県の取組について

1 「高齢者虐待対応専門員」の養成

市町村において高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員）を養成する研修を平成18年度から実施しています。

これまでに、市町村及び地域包括支援センター職員を対象として、合計3,670人の高齢者虐待対応専門員を養成しました。

また、高齢者虐待対応専門員に対するフォローアップ研修も実施しています。

2 普及啓発

養介護施設従事者等に対し、高齢者虐待の防止を目的とした研修を実施しています。

令和5年度はWEBによる研修を実施し、計6,494人の参加がありました。

3 高齢者虐待対応専門員の設置

県地域包括ケア課に高齢者虐待対応専門員を1人配置し、事案対応に係る関係機関の連絡調整や、市町村において対応が困難な事案への助言などを行っています。

4 虐待通報ダイヤルの設置

「埼玉県虐待禁止条例」第13条に基づき、早期に虐待を発見するために、高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の通報を一元的に24時間365日受け付ける“埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」”を平成30年10月1日より開設しています。

5 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な場合でも申立てする親族がいない又は親族の協力が得られないときには、市町村長が家庭裁判所に対し成年後見の申立てを行うことができます。

このため、県は市町村職員を対象に成年後見制度における市町村長申立てに関する研修を実施しています。

参考情報

I 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- 1 相談・通報件数
養介護施設従事者等による虐待の疑いがあるとして、市町村が相談・通報を受理した件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
152件	160件	234件	232件	323件

- 2 相談・通報者の内訳(複数回答：虐待事案と判断できなかった相談分を含む。)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人による届出	1 (0.5%)	5 (2.8%)	7 (2.7%)	8 (3.0%)	13 (3.5%)
家族・親族	36 (18.4%)	26 (14.6%)	39 (14.9%)	48 (17.8%)	58 (15.7%)
当該施設・事業所職員	86 (43.9%)	87 (48.9%)	127 (48.5%)	134 (49.6%)	201 (54.4%)
当該施設・事業所元職員	11 (5.6%)	16 (9.0%)	14 (5.3%)	20 (7.4%)	17 (4.6%)
介護支援専門員	1 (0.5%)	2 (1.1%)	7 (2.7%)	4 (1.5%)	3 (0.8%)
都道府県	5 (2.6%)	8 (4.5%)	9 (3.4%)	14 (5.2%)	14 (3.8%)
警察	3 (1.5%)	4 (2.2%)	5 (1.9%)	5 (1.9%)	1 (0.3%)
その他	28 (14.2%)	19 (10.7%)	40 (15.3%)	25 (9.3%)	50 (13.6%)
不明(匿名を含む)	25 (12.8%)	11 (6.2%)	14 (5.3%)	12 (4.4%)	12 (3.3%)
合計(人)	196 (100.0%)	178 (100.0%)	262 (100.0%)	270 (100.0%)	369 (100.0%)

- 3 事実確認の状況
相談・通報に基づき市町村が行った事実確認結果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待の事実あり	49 (30.2%)	55 (31.4%)	89 (37.4%)	78 (32.1%)	75 (21.6%)
虐待の事実が認められず	53 (32.7%)	79 (45.1%)	103 (43.3%)	114 (46.9%)	182 (52.3%)
虐待の判断に至らない	40 (24.7%)	26 (14.9%)	28 (11.8%)	28 (11.5%)	54 (15.5%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	20 (12.4%)	15 (8.6%)	18 (7.6%)	23 (9.5%)	37 (10.6%)
合計(件)	162 (100.0%)	175 (100.0%)	238 (100.0%)	243 (100.0%)	348 (100.0%)

(注)前年度に相談を受け、翌年度に事実確認を行った事例があるため、「1 相談・通報件数」と一致しない。

4 高齢者虐待認定件数

相談・通報を受理し、市町村が調査の結果、虐待と認定した件数

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
４９件	５５件	８９件	７８件	７５件

5 高齢者虐待が認定された養介護施設・事業所の種別

	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
特別養護老人ホーム	１８ (36.7%)	２３ (41.1%)	２６ (29.2%)	２５ (32.1%)	２８ (37.3%)
介護老人保健施設	７ (14.3%)	３ (5.4%)	６ (6.7%)	５ (6.4%)	１０ (13.3%)
認知症対応型共同生活介護	２ (4.1%)	６ (10.7%)	９ (10.1%)	４ (5.1%)	２ (2.7%)
有料老人ホーム	１７ (34.7%)	１７ (30.4%)	３３ (37.1%)	３０ (38.5%)	２８ (37.3%)
短期入所施設	１ (2.0%)	１ (1.8%)	４ (4.5%)	３ (3.8%)	３ (4.0%)
訪問介護等	０ (0.0%)	３ (5.4%)	１ (1.1%)	１ (1.3%)	２ (2.7%)
通所介護等	２ (4.1%)	２ (3.6%)	３ (3.4%)	２ (2.6%)	２ (2.7%)
その他	２ (4.1%)	１ (1.8%)	７ (7.9%)	８ (10.3%)	０ (0.0%)
合計 (件)	４９ (100.0%)	５６ (100.0%)	８９ (100.0%)	７８ (100.0%)	７５ (100.0%)

6 令和5年度に虐待の事実が認められた事案

(1) 被虐待高齢者の状況

①被虐待者の性別

	令和5年度
男 性	3 5
女 性	6 8
不 明	0
合 計 (人)	1 0 3

②被虐待者の年齢

	令和5年度
6 5歳未満障害者	5
6 5～6 9歳	6
7 0～7 4歳	1 2
7 5～7 9歳	9
8 0～8 4歳	1 4
8 5～8 9歳	1 2
9 0～9 4歳	3 0
9 5～9 9歳	9
1 0 0歳以上	3
不 明	3
合 計 (人)	1 0 3

③虐待を受けた高齢者のうち、 要介護認定者の要介護状態区分

	令和5年度
自 立	0
要支援1	1
要支援2	1
要介護1	7
要介護2	7
要介護3	2 9
要介護4	2 9
要介護5	2 5
不 明	4
合 計 (人)	1 0 3

(2) 高齢者虐待の種類(複数回答)

	令和5年度
身体的虐待	5 2
介護・世話の 放棄、放任	1 5
心理的虐待	4 4
性的虐待	4
経済的虐待	8
合 計 (件)	1 2 3

(注)虐待の種類には重複があり、合計は、「4 高齢者虐待認定件数」で市町村が「虐待と認定した件数」と一致しない。

(3) 高齢者虐待が認定された養介護施設・事業所の種別(再掲)

	令和5年度
特別養護老人ホーム	2 8
介護老人保健施設	1 0
認知症対応型共同生活介護	2
有料老人ホーム	2 8
短期入所施設	3
訪問介護等	2
通所介護等	2
その他	0
合 計 (件)	7 5

(4) 虐待者の職種

	令和5年度
介護職	7 1
看護職	5
管理職	1
施設長	1
経営者・開設者	1
その他	1
不 明	0
合 計 (人)	8 0

(5) 市町村による指導等(複数回答)

	令和5年度
施設等に対する指導	6 1 件
施設等からの改善計画の提出依頼	5 5 件
虐待を行った養介護施設従事者 への注意・指導	1 5 件

Ⅱ 養護者による高齢者虐待について

1 相談・通報件数

養護者による高齢者虐待の疑いがあるとして、市町村が相談・通報を受理した件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1, 696件	1, 812件	1, 798件	1, 913件	1, 952件

2 相談・通報者の内訳(複数回答：虐待事案と判断できなかった相談分を含む。)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護支援専門員・介護保険事業所職員	431 (22.7%)	399 (19.6%)	361 (18.3%)	429 (20.5%)	434 (19.5%)
警察	675 (35.6%)	860 (42.2%)	835 (42.4%)	839 (40.1%)	941 (42.2%)
家族・親族	128 (6.8%)	117 (5.7%)	144 (7.3%)	161 (7.7%)	166 (7.4%)
被虐待者本人	161 (8.5%)	159 (7.8%)	143 (7.3%)	154 (7.4%)	189 (8.5%)
民生委員	32 (1.7%)	44 (2.2%)	24 (1.2%)	32 (1.5%)	23 (1.0%)
市町村職員	135 (7.1%)	130 (6.4%)	130 (6.6%)	128 (6.1%)	134 (6.0%)
近隣住民・知人	61 (3.2%)	68 (3.3%)	79 (4.0%)	71 (3.4%)	83 (3.7%)
虐待者自身	26 (1.4%)	42 (2.1%)	47 (2.4%)	44 (2.1%)	52 (2.3%)
その他	242 (12.7%)	213 (10.5%)	198 (10.1%)	232 (11.1%)	204 (9.2%)
不明	5 (0.3%)	4 (0.2%)	7 (0.4%)	4 (0.2%)	5 (0.2%)
合計 (人)	1, 896 (100.0%)	2, 036 (100.0%)	1, 968 (100.0%)	2, 094 (100.0%)	2, 231 (100.0%)

3 事実確認の状況

相談・通報に基づき市町村が行った事実確認結果

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事実確認を行った件数(小計)	1, 576件	1, 723件	1, 661件	1, 759件	1, 800件
訪問調査により事実確認	777件	797件	653件	803件	838件
関係者からの情報収集のみで事実確認	781件	922件	998件	952件	950件
立入調査により事実確認	18件	4件	10件	4件	12件
事実確認を行っていない事例	147件	142件	169件	182件	189件
合計 (件)	1, 723件	1, 865件	1, 830件	1, 941件	1, 989件

(注)前年度に相談を受け、翌年度に事実確認を行った事例があるため、「1 相談・通報件数」と一致しない。

4 事実確認の結果

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
虐待を受けた又は受けたと思われると判断	651 (41.3%)	637 (37.0%)	541 (32.6%)	608 (34.6%)	605 (33.6%)
虐待ではないと判断	366 (23.2%)	592 (34.4%)	641 (38.6%)	682 (38.8%)	771 (42.8%)
虐待の判断に至らなかった	559 (35.5%)	494 (28.7%)	479 (28.8%)	469 (26.7%)	424 (23.6%)
合計 (件)	1,576 (100.0%)	1,723 (100.0%)	1,661 (100.0%)	1,759 (100.0%)	1,800 (100.0%)

5 高齢者虐待の種類(複数回答)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体的虐待	484 (72.3%)	479 (71.8%)	394 (71.1%)	470 (74.7%)	453 (73.3%)
介護・世話の 放棄、放任	94 (14.1%)	109 (16.3%)	94 (17.0%)	102 (16.2%)	115 (18.6%)
心理的虐待	293 (43.8%)	268 (40.2%)	220 (39.7%)	183 (29.1%)	222 (35.9%)
性的虐待	1 (0.1%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)
経済的虐待	104 (15.5%)	109 (16.3%)	78 (14.1%)	83 (13.2%)	84 (13.6%)
合計(件) ＜実人数＞	976 ＜669＞	967 ＜667＞	786 ＜554＞	839 ＜629＞	875 ＜618＞

(注)虐待の種類には重複があり、合計は、「4 事実確認の結果」で市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われると判断」した件数と一致しない。

6 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の状況

(1) 被虐待者の性別

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
男性	151 (22.6%)	188 (28.2%)	130 (23.5%)	176 (28.0%)	157 (25.4%)
女性	518 (77.4%)	478 (71.7%)	424 (76.5%)	453 (72.0%)	461 (74.6%)
不明	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計(人)	669 (100.0%)	667 (100.0%)	554 (100.0%)	629 (100.0%)	618 (100.0%)

(2) 被虐待者の年齢

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
65～69 歳	6 9 (10.3%)	7 9 (11.8%)	5 6 (10.1%)	4 6 (7.3%)	3 4 (5.5%)
70～79 歳	2 9 2 (43.7%)	2 8 8 (43.2%)	2 1 1 (38.1%)	2 5 6 (40.7%)	2 3 5 (38.0%)
80～89 歳	2 5 5 (38.1%)	2 3 9 (35.8%)	2 3 3 (42.1%)	2 5 9 (41.2%)	2 9 3 (47.4%)
90 歳以上	5 1 (7.6%)	5 9 (8.8%)	5 3 (9.6%)	6 8 (10.8%)	5 5 (8.9%)
不明	2 (0.3%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
合計 (人)	6 6 9 (100.0%)	6 6 7 (100.0%)	5 5 4 (100.0%)	6 2 9 (100.0%)	6 1 8 (100.0%)

(3) 虐待を受けた高齢者からみた虐待者の続柄

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
息子	2 6 6 (37.7%)	2 9 2 (42.1%)	2 4 2 (41.2%)	2 8 3 (43.1%)	2 3 6 (36.3%)
夫	1 7 3 (24.5%)	1 5 7 (22.6%)	1 3 5 (23.0%)	1 2 8 (19.5%)	1 6 8 (25.8%)
娘	1 2 0 (17.0%)	1 2 6 (18.2%)	1 0 0 (17.0%)	1 3 3 (20.2%)	1 1 5 (17.7%)
嫁	3 0 (4.3%)	1 0 (1.4%)	1 4 (2.4%)	1 6 (2.4%)	1 1 (1.7%)
孫	3 1 (4.4%)	1 7 (2.4%)	2 5 (4.3%)	2 3 (3.5%)	2 6 (4.0%)
妻	3 8 (5.4%)	4 1 (5.9%)	4 3 (7.3%)	3 7 (5.6%)	5 3 (8.1%)
婿	1 3 (1.8%)	5 (0.7%)	7 (1.2%)	8 (1.2%)	9 (1.4%)
兄弟姉妹	5 (2.6%)	1 8 (1.2%)	7 (1.2%)	1 0 (1.5%)	1 0 (1.5%)
その他	1 5 (2.1%)	3 8 (5.5%)	1 4 (2.4%)	1 8 (2.7%)	2 3 (3.5%)
不明	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
合計 (人)	7 0 5 (100.0%)	6 9 4 (100.0%)	5 8 7 (100.0%)	6 5 7 (100.0%)	6 5 1 (100.0%)

(4) 虐待を受けた高齢者のうち、要介護認定者の要介護状態区分

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
要支援 1	2 5 (6.0%)	2 6 (6.5%)	1 0 (3.1%)	1 9 (5.0%)	2 7 (7.2%)
要支援 2	2 9 (7.0%)	3 8 (9.6%)	1 8 (5.6%)	2 9 (7.6%)	1 6 (4.2%)
要介護 1	1 1 8 (28.5%)	9 2 (23.2%)	9 9 (30.8%)	7 8 (20.4%)	1 0 7 (28.5%)
要介護 2	8 6 (20.8%)	7 4 (18.6%)	6 4 (19.9%)	8 3 (21.7%)	8 1 (21.5%)
要介護 3	7 7 (18.6%)	6 5 (16.4%)	6 6 (20.6%)	8 8 (23.0%)	7 0 (18.6%)
要介護 4	4 7 (11.4%)	7 2 (18.1%)	4 1 (12.8%)	5 7 (14.9%)	4 1 (10.9%)
要介護 5	2 9 (7.0%)	2 9 (7.3%)	2 1 (6.5%)	2 5 (6.5%)	3 3 (8.8%)
不明	3 (0.7%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)
合計 (人)	4 1 4 (100.0%)	3 9 7 (100.0%)	3 2 1 (100.0%)	3 8 2 (100.0%)	3 7 6 (100.0%)

7 市町村が養護者による高齢者虐待に対してとった対策

(1) 虐待者からの分離の有無

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
分離した	2 8 7 (33.4%)	2 6 3 (31.2%)	1 9 6 (26.2%)	2 1 3 (28.0%)	2 0 4 (27.4%)
分離していない	3 9 6 (46.0%)	4 4 8 (53.1%)	3 8 6 (51.6%)	3 6 9 (48.5%)	3 6 7 (49.4%)
対応を検討中	3 8 (4.4%)	1 6 (1.9%)	9 (1.2%)	1 2 (1.6%)	2 2 (3.0%)
その他	1 3 9 (16.2%)	1 1 6 (13.8%)	1 5 7 (21.0%)	1 6 7 (21.9%)	1 5 0 (20.2%)
合計 (人)	8 6 0 (100.0%)	8 4 3 (100.0%)	7 4 8 (100.0%)	7 6 1 (100.0%)	7 4 3 (100.0%)

(注)前年度に相談・通報、事実確認を行ったもので、虐待への対応を翌年度に行った事例を含んでいるため、「4 事実確認の結果」で市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した件数と一致しない。

(2) 高齢者虐待への対応状況

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
分離による対応	契約による介護保険サービスの利用	84 (29.3%)	80 (30.4%)	64 (32.7%)	79 (37.1%)	73 (35.8%)
	医療機関への一時入院	51 (17.8%)	51 (19.4%)	32 (16.3%)	40 (18.8%)	26 (12.8%)
	緊急一時保護(ショートステイ)	19 (6.6%)	17 (6.5%)	13 (6.6%)	15 (7.0%)	19 (9.3%)
	老人福祉法のやむを得ない事由による措置	41 (14.3%)	41 (15.6%)	30 (15.3%)	28 (13.1%)	29 (14.2%)
	その他の分離措置	92 (32.0%)	74 (28.1%)	57 (29.1%)	51 (23.9%)	57 (27.9%)
	小計	287 (100.0%)	263 (100.0%)	196 (100.0%)	213 (100.0%)	204 (100.0%)
分離によらない対応	見守り	131 (33.1%)	148 (33.0%)	141 (36.5%)	118 (32.0%)	131 (35.7%)
	養護者への助言・指導	173 (43.7%)	208 (46.4%)	187 (48.4%)	201 (54.5%)	194 (52.9%)
	ケアプランの見直し	85 (21.5%)	76 (17.0%)	80 (20.7%)	80 (21.7%)	52 (14.2%)
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	31 (7.8%)	24 (5.4%)	31 (8.0%)	17 (4.6%)	19 (5.2%)
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	20 (5.1%)	10 (2.2%)	13 (3.4%)	18 (4.9%)	13 (3.5%)
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	11 (2.8%)	9 (2.0%)	9 (2.3%)	11 (3.0%)	12 (3.3%)
	その他	73 (18.4%)	93 (20.8%)	52 (13.5%)	49 (13.3%)	56 (15.3%)
	小計 〈実人数〉	524 〈396〉	568 〈448〉	513 〈386〉	494 〈369〉	477 〈367〉
合計(件)		811	831	709	707	681

(注)「分離によらない対応」には、複数の対応をとった場合があるため、「(1) 虐待者からの分離の有無」の人数とは一致しない。

8 権利擁護に関する対応

成年後見制度 利用開始済	成年後見制度 利用手続中	日常生活自立支援事業(社協の福祉サービス利用援助事業)の利用	合計
26人	11人	13人	50人
(うち、市町村長申立事例	30人)		